

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

- a. IT 実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

当社は、パートナー企業との業務プロセス効率化に向けて、Google Workspace 等を活用した共通EDI的な業務基盤の整備を進めています。また、IT 未経験企業に対しては、IT 人材の初期育成の助言を提供しています。さらに、クラウドサービスの導入に伴うセキュリティ強化（多要素認証・アクセス制限・IP 制限等）に関して、導入設計や社内ルール策定の助言を提供しています。

- b. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

当社は、柔軟な勤務制度等により、従業員のメンタル・フィジカル双方の健康維持に取り組んでおります。また、ストレスチェック制度の設計、オンライン健康支援ツールの導入助言、ウェルビーイングに関するワークショップ等の実施を通じて、健康経営推進の共創を図っています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。※当社の主たる事業領域は、ITサービス、情報システムの開発・保守運用等であり、いわゆる製造業型の下請構造には該当しないケースが大半ですが、企業間取引における公正性・透明性・相互尊重の原則を重視し、コーポレート・ガバナンス・コードやサステナビリティ方針とも整合した対応を推進しています。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社は、ITサービス等を通じて、受託・委託の立場を問わず、サプライチェーン全体の適正取引・共存共栄に努めています。取引条件や仕様の変更はすべて記録に残し、責任構造を明確化し

たうえで、対等な立場での協議を推進しています。

また、下請・中小企業の持続的成長を促進する観点から、利益やコスト改善の成果は当事者間

で公正に配分されるよう協議し、パートナーシップ構築の実効性を重視しています。

契約上も秘密保持・知財・価格条件を明記し、関係者が安心して業務に従事できる基盤整備を推進しています。

2025年9月22日

EVER YOURS 合同会社

代表社員 上田 龍生